

〔大江俊尙記〕元祿三年五月五日、清涼殿御拜間ノ階ノ南ニシヤウブノ御殿立○略

圖

〔古今要覽稿時令〕軒のあやめ菖蒲五月四日の夜、軒にあやめふく事は、中むかしよりはじまり、國史式等に玄るさゝれば、さだまりたる恒例にはあらざるなり、玄かはあれど、五月四日夜、主殿寮内裏殿舍菖蒲と西宮みえたれば、此頃よりはじまりて、定例となりしにや、又よもぎをさうぶにそへてふくことは、いはゆるさうぶよもぎなどのかほりあひたるものいみじうおかし、このへの内をはじめて、いひしらぬ民のすみかまで、いかでわがもとにしげくふかむとふきわたしたると、枕草みえたるによれば、此ころほひには菖蒲よもぎとともに軒にふきし事玄られたり、こゝのへの内をはじめて、いひ玄らぬ民のすみかまでといふをもてみれば、世にあまねく定例となりしことおしばからる。既にかけろふ日記にも、我いゑにとまれる人のもとより、おはしまさずとも、玄やうぶふかではゆ、しからむをとみえたると、西宮記との二記をおもへば、九百年前、千年ちかきむかしよりのならはしにして、たかきいやしきなべて家の軒にふきしなり、さて聰とりたる家三箇年ふかすといふ説あれど、これもはゞからざるよし山槐記に見え、新造の家三箇年不菖よしの説あれど、これも不憚よし同書にみえたり、又新宅不菖よし、後成恩寺殿の説諒闇なり、されども新造家必菖之代々例也と、年中行抄みえたればふく説に玄たがふべきなり、さうぶふく事、諒闇中不憚と後成恩寺みえ、喪家にはあるひはふき、或はふかざる説あれども、多くは憚らざる説なり、文暦元年五月四日、故女院舊院不被菖蒲、世俗之説終焉御所不菖と百練抄みえたるによれば、二書ともにたしかならざれども、多くは菖説なれば、ふく方に隨ふべきなり、殊に山槐記、後成恩寺殿諒闇記等の説によれば、新造の家、諒闇、喪家にいたるまで不憚よしなれば、これに玄たがふ、且そのうへ凡菖蒲事者、爲除火災也、非家飾仍不憚之也と後成恩寺殿諒